

令和2年5月5日

保護者の皆様

旭川市長 西川 将人  
(子育て支援部こども育成課)

### 学校の臨時休業中の子どもの緊急的な受入れ期間の延長について（お知らせ）

日頃から、本市の子育て支援施策に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。  
本市では、市内の小中学校が臨時休業となったことに伴い、児童の緊急受入を実施してきたところ  
です。

今般、臨時休業の延長が決まったことから、共働き世帯などへの影響を踏まえ、次のとおり緊急受  
入の期間を延長して実施することとしましたのでお知らせいたします。

#### 【利用に当たってのお願い】

感染症拡大防止の観点から、仕事を休むことができません、その他の預け先がないなど、  
家庭等での保育が難しい場合のみの対応とさせていただきます。なお、発熱や咳等の  
風邪症状がある場合は御利用できません。※対象：小学校1年生～6年生

#### 1 対象期間

令和2年5月11日（月）～5月29日（金） ※土曜日、日曜日及び祝日を除く。

#### 2 受入時間及び場所

##### (1) 受入時間

午前8時00分～午後6時30分

##### (2) 場所

旭川市子ども総合相談センター（旭川市10条通11丁目）

#### 3 受入対象

仕事を休むことができません、その他の預け先がないなど、  
家庭等での保育が難しい世帯の児童

※本市放課後児童クラブ未設置校の児童に限ります。

※民間放課後児童クラブや放課後等デイサービスなど、他の事業等を既に利用されている場合は、  
受入体制の確保のため、そちらを御利用いただくよう、御理解と御協力をお願いいたします。

#### 4 受入方法

(1) 利用方法 ①利用希望日の前日までにこども育成課に電話連絡し、利用の申し込みを行う。

②当日は保護者同伴の上、子ども総合相談センターに直接行き、受付を行う。

(2) 実施内容 市職員等の見守りのもと、プレイルームで過ごします。

(3) 持ち物 自習道具や本など（持ち物に制限はありません。）

※水筒、お昼を挟む場合は昼食、おやつなど

(

(裏面に続く)

- (4) 帰宅方法 受付時に申し出た時間までに保護者又は民設児童クラブの方がお迎えに来てください。
- (5) 問い合わせ先等
- ア 利用に当たっての問い合わせ先  
こども育成課 (TEL : 25-9127)
  - イ 利用中の緊急連絡先  
子ども総合相談センター (TEL : 26-5500)

#### 5 御家庭へのお願い

- (1) 朝晩の児童の検温と児童の健康視察をお願いいたします。
- (2) 児童と同様、同居家族に発熱や咳等の風邪症状がある場合についても、利用しないようお願いいたします。
- (3) 手洗いや咳エチケットなど感染症予防について、御家庭での指導をお願いいたします。また、マスクの着用についても御協力をお願いいたします。
- (4) 利用中の児童に風邪症状や体調不良等が見られた場合は御連絡しますので、速やかにお迎えをお願いいたします。

(担当)

こども育成課こども事業係

TEL : 25-9127 FAX : 26-5722